

損害賠償請求事件の判決について

市が被告となった訴訟について、下記のとおり判決がありましたので、報告します。

- 1 日付 令和5年2月2日
- 2 事件名 損害賠償請求事件
- 3 主文
  - (1) 本件上告を棄却する。
  - (2) 本件を上告審として受理しない。
  - (3) 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。